

住検 第 4 号

平成18年4月14日

(社) 静岡県建築士会会長 様

静岡県都市住宅部建築確認検査室長



「省エネルギー計画書」の提出について (お願い)

日頃より静岡県の建築行政につきまして、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびエネルギーの使用の合理化に関する法律が改正され、4月1日より法第75条第1項の規定による「省エネルギー計画書」の届出は、**住宅を含む**、床面積の合計が2000㎡以上の全ての建築物の新築、**増改築及び大規模修繕等**の際に必要となりました。また、届出した建築物につきまして、3年ごとの**定期報告**が義務付けられました。

つきましては、この法改正の趣旨を御承知いただき、届出等の適正な履行をお心掛けいただくとともに、貴協会会員の皆様への周知の徹底を併せてお願いいたします。

なお、静岡県では「暮らし満足度日本一」を目指し、建築分野におきましても環境への負荷の低減に関する措置として省エネルギー対策について積極的に取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

* 書類は、従来のとおり所轄市町の担当部署に提出してください。

建築確認検査係
担当： 黒柳 南條
電話： 054-221-3075



エネルギーの使用の合理化に関する法律(建築物分野)の改正の概要

【改正のポイント】

ストック対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け)

住宅に関する対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、努力義務のみ)

※所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等

※省エネ措置：建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用

※大規模修繕等：外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は大規模の改修

【改正内容】

【省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)】

〈現行〉

2,000㎡以上の建築物
(非住宅)

- ・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分
→ 指示・公表

拡充

〈改正後〉

2,000㎡以上の建築物
(非住宅)

- ・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分
→ 指示・公表

2,000㎡以上の住宅

- ・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分
→ 指示・公表

【省エネ措置の努力義務】

建築物



住宅



○上記届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する維持保全の状況を定期的に所管行政庁に報告。(維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

【改正法の施行日】

改正法の施行日：H18.4.1 (H17.8.10 公布)

省エネ措置の届出・維持保全に係るフロー

